平成２１年（フ）第１５２号
北九州市小倉北区上到津４丁目24－３－408号
破産者　小笠原和夫
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１２８８号
熊本市山室２丁目７番３号
破産者　佐野　清美
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第３１００号
札幌市豊平区西岡４条２丁目10番７号　プロスト西岡101号
破産者　鳴海　幸留
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４０８８号
北海道恵庭市恵南６番地の70
破産者　大窪ひろ子（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１３号
札幌市北区拓北４条３丁目９番27号
破産者　今　　真弓（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２６６号
北海道美唄市西２条南４丁目５番１－２号
破産者　保田　優子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２０年（フ）第１１５号
茨城県取手市東６丁目72番１号
破産者　金山　慈恵
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２０年（フ）第６０６号
埼玉県越谷市大字南荻島4382番地10
破産者　羽深一二美
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第７０６号
新潟県新潟市西蒲区和納1619番地36
破産者　加藤　慶子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３０２号
富山県高岡市大坪町３丁目10番10号
破産者　田中　敬子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３７２号
岐阜市中西郷１丁目208番地
破産者　林　千恵子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第３６７号
大津市花園町16番13号、前住所大津市和邇春日２丁目871番地３
破産者　沖野真理子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１４５４号
京都府宇治市大久保町山ノ内８番地の７　メゾン・ド・遊１－Ｃ号、申立時の住所京都府城陽市寺田深谷63番地の18
破産者　真田こと　眞田　利門
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１４５５号
京都府宇治市大久保町山ノ内８番地の７　メゾン・ド・遊１－Ｃ号、申立時の住所京都府城陽市寺田深谷63番地の18
破産者　真田こと　眞田とも子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４号
兵庫県たつの市龍野町堂本461番地１
破産者　角野　吉則
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５号
兵庫県たつの市龍野町堂本461番地１
破産者　角野　澄子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成１９年（フ）第１４１号
愛媛県西予市三瓶町安土15番地２、破産開始決定時の住所愛媛県西予市三瓶町朝立１番耕地545番地１
破産者　岩見　誠記
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部